3 特別会計の決算内容

(1) 歳 入

収入済額は1,560 億円で、前年度と比べ、260 億円、14.3%の減となっています。

また、予算現額に対する比較では、8億円の減収となっています。

収入済額の主なものは、

県債管理 1,336 億円 (対前年度 271 億円、16.9%減)

総合医療センター資金貸付 17億円(対前年度 1億円、6.6%増)

流域下水道事業 139 億円 (対前年度 21 億円、17.4%増)

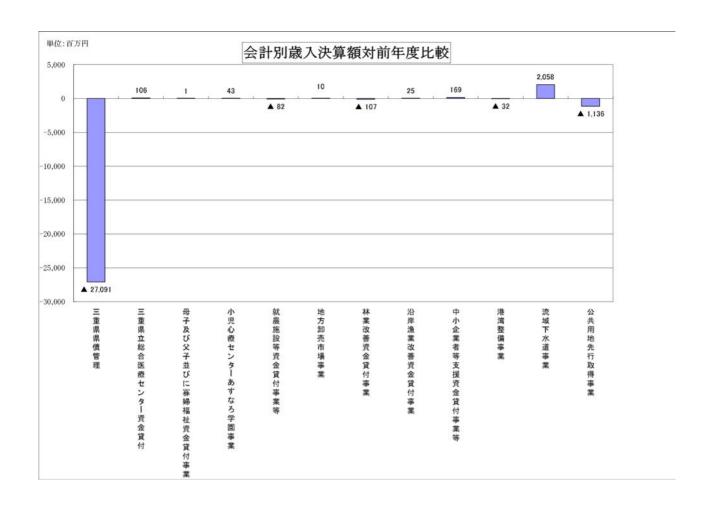
などです。

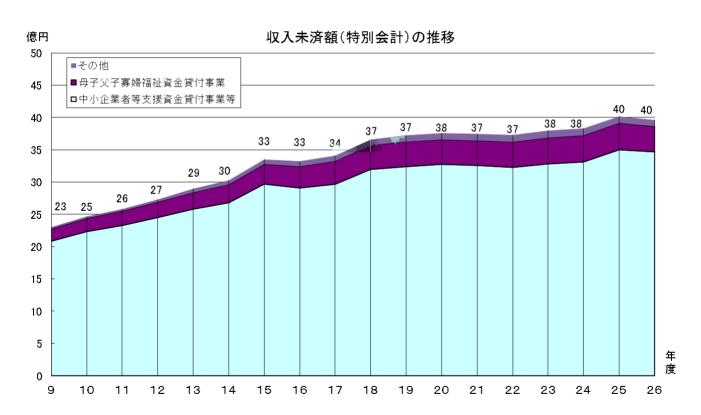
収入未済額は40億円で、前年度と比べ、0.6億円、1.4%の減で、内訳は母子父子寡婦福祉資金貸付事業4億円、中小企業者等支援資金貸付事業等35億円などとなっており、それぞれ生活困窮、経営不振などによって発生しているものです。

(歳入の内訳) (単位:百万円,%)

	計別			予算現額	収入済額	収入未済額	不納欠損額	未 収 入	収入済額対	前年比較
会			別					特定財源	増減額	伸び率
県	債	管	理	133,564	133,562	-	-	-	27,091	16.9%
総1	合医療セン	ソタ ー 資:	金貸付	1,712	1,712	-	-	-	106	6.6%
母貸	子 父 子 舅 付	\$ 婦 福 à 事	上 資 金 業	385	393	395	3	-	1	0.3%
あ	すなろ	学 園	事業	1,042	1,030	4	0	-	43	4.3%
就是	農施設等資	全貸付	事業等	245	233	38	-	-	82	26.1%
地	方 卸 売	市場	事業	207	171	6	-	36	10	6.0%
林	業改善資	全 貸付	す事業	1,085	984	22	-	-	107	9.8%
沿岸	岸漁業改 喜	聲金貸 [。]	付事業	396	395	28	-	-	25	6.8%
中貸	小 企 業	音等 支 扬 事 業		852	2,740	3,469	-	-	169	6.6%
港	湾整	備	事 業	155	155	-	-	-	32	17.2%
流	域下	水道	事業	16,450	13,874	-	-	2,594	2,058	17.4%
公	共用地先	: 行 取 得	事業	701	701	-	-	-	1,136	61.8%
	計	А		156,794	155,950	3,960	3	2,630	26,036	14.3%
	前年度B			182,073	181,986	4,016	1	2,373		
前:	かたル	金額A -	В	25,279	26,036	56	2	257		
	前年 比	伸率A/	B (%)	13.9%	14.3%	1.4%	170.2%	10.8%		

^{*} それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。





* 中小企業者等支援資金貸付事業等は、平成 12 年度に中小企業設備近代化資金貸付事業等から移行された ものです。

(2) 歳 出

支出済額は 1.520 億円で、前年度と比べ 262 億円、14.7%の減となっています。

支出済額の主なものは、

県債管理 1,336 億円 (対前年度 271 億円、16.9%減)

総合医療センター資金貸付 17億円(対前年度 1億円、6.6%増)

流域下水道事業 133 億円 (対前年度 21 億円、18.7%増)

などです。

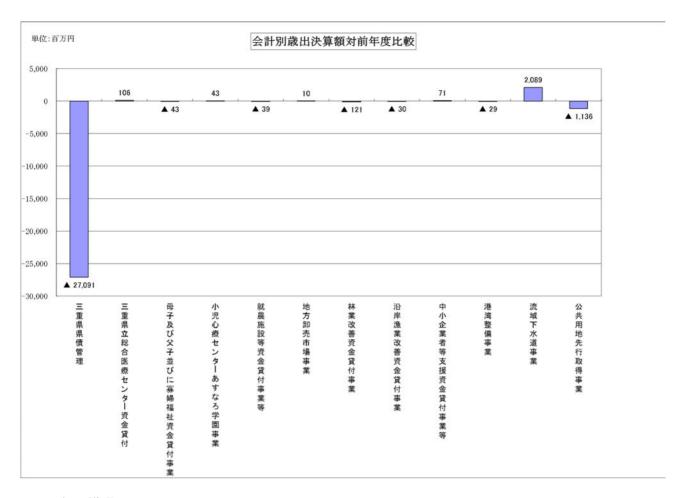
翌年度繰越額は28億円で、前年度と比べ3億円、10.6%の増となっています。これは、主に流域 下水道事業によるものです。

不用額は20億円で、前年度と比べ6億円、45.7%の増となっています。主なものでは、林業改善 資金貸付事業が9億円(対前年度4億円、105.4%増) 流域下水道事業で4億円(対前年度1億 円、37.7%増)となっています。

(歳出の内訳) (単位:百万円、%)

会	÷ 1		文 答明宛	士山汶茄	翌年度	不田宛	支出済額対前年比較	
五	計別		丁 异巩积	支出済額	繰越額	不用額	増減額	伸び率
県 債	管	理	133,564	133,562		2	27,091	16.9%
総合医療t	zンター資:	金貸付	1,712	1,712		0	106	6.6%
母子父子貸 付		上資金業	385	300		86	43	12.6%
あすな	ろ 学 園	事業	1,042	1,030		12	43	4.3%
就農施設等	資金貸付	事業等	245	119		125	39	24.6%
地方卸	売 市 場	事業	207	169	36	1	10	6.4%
林業改善	資金貸付	す事業	1,085	221		864	121	35.4%
沿岸漁業改	文善資金貸	付事業	396	0		396	30	98.7%
中小企業貸 付	者 等 支 扬 事 業		852	787		65	71	9.9%
港湾	整備	事業	155	153	1	1	29	15.9%
流域下	水 道	事業	16,450	13,267	2,740	442	2,089	18.7%
公共用地	先行取得	事 業	701	701		0	1,136	61.8%
計	А		156,794	152,022	2,778	1,995	26,170	14.7%
前组	丰度 B		182,073	178,192	2,512	1,370		
前年比	金額	A-B	25,279	26,170	266	625		
Hii ++ LC	伸率 A/B	13.9%	14.7%	10.6%	45.7%			

^{*} それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。



用語の説明

·特別会計

特別会計とは、地方公共団体が特定の事業を行うにあたって、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、各団体の条例で別個に設置された会計のことで、本県には以下の12の特別会計が設置されている。

【県債管理】

県債の管理 (元金、利子の支払い、満期一括償還県債の償還に備えた積立等)を行う。

【総合医療センター資金貸付(平成24年度から設置)】

地方独法三重県立総合医療センターが行う建設改良事業等に必要な資金の貸付を行う。

【母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業】

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、配偶者の無い女子又は配偶者の無い男子であって現に 児童を扶養しているもの、父母の無い児童及び母子・父子福祉団体もしくは寡婦に対して自立更生 等の資金の貸付を行う。

【小児心療センターあすなろ学園事業】

発達障が、1児及び情緒障が、1児の心身の健全な発達を図るための治療施設を運営する。

【就農施設等資金貸付事業等】

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法等に基づき、認定就農者に対し、 経営の開始に必要な資金の貸付(就農施設等資金)を行う。

【地方卸売市場事業】

卸売市場法に基づき、整備された地方卸売市場における生鮮食料品の円滑な流通を図るため、市場の管理と卸売業者の育成等を図る。平成21年度から地方卸売市場事業会計に転換。

【林業改善資金貸付事業】

林業改善資金助成法、林業等振興資金融通暫定措置法に基づき林業経営の安定と生産の増強等に必要な資金の貸付を行う。

【沿岸漁業改善資金貸付事業】

沿岸漁業改善資金助成法に基づき、漁業経営の安定と生産力の増強等に必要な資金の貸付を行う。 【中小企業者等支援資金貸付事業等】

小規模企業者等設備導入資金助成法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づき、中小企業者等の経営の近代化、合理化を促進するために必要な資金の貸付を行う。

用語の説明

【港湾整備事業】

港湾整備及び地域開発のため、港湾改修事業と並行して臨海土地造成事業、埠頭用地造成事業の 実施と港湾施設の維持管理を行う。(対象港:四日市港を除く19港湾)

【流域下水道事業】

流域下水道法に基づく流域下水道の建設及び下水道施設管理と、2市町以上の汚水を広域的に集める下水管渠と下水処理場等の整備を行う。

【公共用地先行取得事業】

公共事業の実施に必要な用地を確保するため、用地の先行取得を行う。(現在は国直轄事業分のみ実施)

土地開発基金の管理(基金の運用益の積立等)を行う。

4 一般会計・特別会計の収支

歳入と歳出の差額である**形式収支は、一般会計120億円、特別会計39億円で、合わせて159億円の黒字**となり、形式収支から繰り越すべき財源(一般会計83億円、特別会計1億円)を差し引いた<u>実質収支は、一般会計37億円、特別会計38億円で、合わせて75億円の黒字</u>となっています。

実質収支額は前年度に比べ、一般会計で6億円増加、特別会計で1億円増加しています。

(単位:億円)

	∇ \triangle	歳入総額	歳出総額	形式収支	形式収支(A-B)の内訳		
	区分	(A)	(B)	(A-B)	翌年度繰越財源	実質収支	
_	25年度	7,255	7,074	181	150	31	
般	26年度	7,132	7,012	120	83	37	
会	増 減 額	123	63	61	67	6	
計	増 減 率	1.7%	0.9%	33.6%	44.7%	20.2%	
特別会計	25年度	1,820	1,782	38	1	37	
	26年度	1,560	1,520	39	1	38	
	増 減 額	260	262	1	0	1	
	増 減 率	14.3%	14.7%	3.5%	6.5%	3.4%	
合	25年度	9,075	8,856	218	151	67	
	26年度	8,691	8,532	159	84	75	
計	増 減 額	384	324	59	67	7	
	増 減 率	4.2%	3.7%	27.2%	44.2%	11.1%	

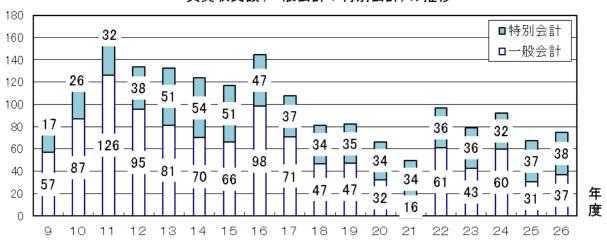
^{*}それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

【実質収支額の処分】

一般会計の黒字 37 億円については、地方自治法第 233 条の 2 の規定により、18 億 5 千万円(黒字の 1 /2 相当) を、7 月 31 日に財政調整基金^注に積み立てました。

(前年度財政調整基金積立額 15億4千万円)

また、残額の 18 億 5 千万円と特別会計の黒字額 38 億円については、平成 27 年度に繰り越します。



用語の説明

·形式収支

一会計年度における歳入総額から歳出総額を単純に差し引いたもの。

翌年度への繰越事業が発生した場合には、その支出に充てることが予定されていた財源のうち、すでに収入済みのものは使用されずに残るため、繰越額が多くなれば形式収支も増えることとなる。

·実質収支

上記の形式収支から、翌年度へ繰り越すべき財源(繰越事業の支出に充てる財源のうち、すでに収入済みのもの)を差し引いたもの。本来当該年度に属すべき収入と支出の差であり、財政運営の状況を判断するひとつの基準になる。

·財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられた積立金で、基金の形態をとる。地方公共団体の財政運営に当たっては、単年度の収支の均衡がとれればそれで足りるということではなく、後年度の財政への影響について配慮し、長期的な観点に立って財政運営を行うことが求められることから、余裕財源が生じた場合には財政調整基金への積み立てを行い、年度間の調整を講ずべきこととされている。(地方財政法第4条の3)